



マイナポータルからスマホで国民年金手続きの 電子申請ができます



問 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159

国民年金の手続きの一部では、スマートフォンなどで電子申請ができます。

■対象手続

- 国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出
- 付加保険料納付（辞退）申出
- 付加保険料納付該当（非該当）届
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請
- 学生納付特例申請
- 産前産後免除該当届

○口座振替納付（変更）申出兼還付金振込方法（変更）申出

○口座振替辞退の届出

手続きにはマイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードが必要です。

申請後の状況や審査結果は、マイナポータルの申請状況照会ページで確認できます。

■ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
(ナビダイヤル)

お知らせ

新たな年金生活者支援給付金 対象者に請求書を郵送しています

問 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159



年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他所得額が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。受け取るためには、請求書の提出が必要です。

■対象者

◎老齢基礎年金を受給している人（以下の要件をすべて満たす人）

①65歳以上の老齢基礎年金の受給者

②同一世帯の全員が市町村民税非課税

③年金収入額とその他所得額の合計が約90万円以下

◎障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

①前年の所得額が約479万円以下

■請求手続き

(1)新たな対象者には、年金生活者支援給付金請求書を順次郵送していますので、日本年金機構へ提出してください。

令和8年1月5日までに請求手続きが完了しますと、令和7

年10月分からさかのぼって受け取ることができます。
(すでに年金生活者支援給付金を受給している人の手続きは不要です)

(2)新たに老齢・障害・遺族基礎年金を請求する人は、年金の請求書を提出する際に、あわせて年金生活者支援給付金請求書を提出してください。

■世帯構成が変更になった場合など

所得などの要件により不該当となった人でも、世帯構成の変更や所得の更正などにより支給要件に該当した場合は、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができますのでお早めにご相談ください。

■給付金専用ダイヤル

☎0570-0514092
(ナビダイヤル)



広告

もう草で悩ませません！毎月の除草で雑草の悩みを解決！

除草サブスク

月額3,850円～(30坪まで)

安全な除草剤による除草で年中キレイを



ご自分たちの管理が難しい空き家はありませんか？



防犯と通年除草で安心！

空き家巡回管理

月額5,500円～

(外周巡回プラン)

もちろん見積無料！
不動産からリフォームまで何でもご相談ください！



株式会社 エグチ・ビルド

0952-72-5161

小城市三日月町三ヶ島702番地
営業時間 平日9:00～17:00